藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について 次の者を藤沢市アートスペース運営協議会委員に委嘱する。

2017年(平成29年)7月19日提出

藤沢市教育委員会 教育長 平 岩 多恵子

1 氏名等

氏	名	生年月日	住 所	選出区分	新任 再任 の別	委嘱 任命 の別	備考
おがわ 小川	^{みのる}			学識 経験者	再任	委嘱	茅ヶ崎市 美術館長
なかお中尾	でろし 寛			学識経験者	新任	委嘱	湘南工科大学教授
なかの中野	ひと 仁詞			美術 関係者	再任	委嘱	神奈川芸 術文化財 団学芸員
はやま端山	きとこ			美術 関係者	新任	委嘱	横浜美術 館主任学 芸員
いけだ 池田	じゅんこ 純子			画廊 関係者	再任	委嘱	湘南くじら館主宰
宫原	_{せいこ} 青子			芸術家	新任	委嘱	みんなの アトリエ 主宰
ぉさだ 長田	e t s s 祥男			市民代表	再任	委嘱	藤沢市文 化団体連 合会長

2 任期

2017年 (平成29年) 8月20日から2019年 (平成31年) 8月19日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市アートスペース運営協議会委員の任期満了に伴い、藤沢市アートスペース条例第15条の規定により新たに委員を委嘱する必要による。

参考

藤沢市アートスペース条例 抜粋 (藤沢市アートスペース運営協議会)

- 第15条 アートスペースの運営及び管理について諮問するため、教育委員会の附属機関として藤沢市アートスペース運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、藤沢市アートスペース運営協議会委員(以下「委員」という。) 7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。